

告示第101号

北海道医師会役員・裁定委員ならびに日本医師会代議員 ・同予備代議員の選挙結果に関する告示

3月9日（土）開催の第139回北海道医師会定時代議員会[第1日目]において、本会会長、副会長、常任理事、理事、監事、裁定委員ならびに日本医師会代議員・同予備代議員の選挙を施行いたしました。

その結果、下記のとおり当選者が決定いたしましたので、本会定款施行規則第27条の規定に基づき告示いたします。

記

会 長（定数1人）

1. 長 瀬 清（再）

副 会 長（定数3人）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 深 澤 雅 則（新） | 2. 小 熊 豊（新） |
| 3. 藤 原 秀 俊（新） | |

常 任 理 事（定数14人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 三 戸 和 昭（再） | 2. 北 野 明 宣（再） |
| 3. 目 黒 順 一（再） | 4. 渡 邊 直 樹（再） |
| 5. 山 科 賢 児（再） | 6. 笹 本 洋 一（新） |
| 7. 橋 本 洋 一（再） | 8. 藤 井 美 穂（再） |
| 9. 伊 藤 利 道（再） | 10. 林 宏 一（新） |
| 11. 後 藤 聰（新） | 12. 水 谷 匡 宏（再） |
| 13. 生 駒 一 憲（再） | 14. 岡 部 實 裕（再） |

理 事（定数11人）（ブロック順）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 中央 松 家 治 道（新） | 2. 中央 齋 藤 洸（新） |
| 3. 道南 恩 村 宏 樹（新） | 4. 後志 津 田 哲 哉（再） |
| 5. 日胆 沖 一 郎（再） | 6. 空知 倉 増 秀 昭（再） |
| 7. 道北 山 下 裕 久（再） | 8. 北見 古 屋 聖 児（再） |
| 9. 道東 堀 修 司（再） | 10. 道東 齋 藤 孝 次（再） |
| 11. 医育 飯 塚 一（再） | |

監 事（定数3人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 中 村 興 治（再） | 2. 水 元 修 治（再） |
| 3. 大 口 正 樹（再） | |

裁定委員（定数11人）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 浜 向 賢 司 (再) | 2. 高 田 義 人 (再) |
| 3. 岸 本 總一郎 (再) | 4. 長 内 宏 (新) |
| 5. 川 上 哲 平 (再) | 6. 遠 山 晴 義 (再) |
| 7. 小 玉 道 郎 (再) | 8. 足 永 武 (再) |
| 9. 高 須 重 家 (再) | 10. 尾 谷 透 (新) |
| 11. 今 哲 二 (再) | |

日本医師会代議員（定数13人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 津 田 哲 哉 (再) | 2. 齋 藤 孝 次 (新) |
| 3. 畑 俊 一 (再) | 4. 今 眞 人 (新) |
| 5. 倉 増 秀 昭 (再) | 6. 藤 原 秀 俊 (新) |
| 7. 松 家 治 道 (再) | 8. 山 下 裕 久 (再) |
| 9. 深 澤 雅 則 (新) | 10. 小 熊 豊 (新) |
| 11. 恩 村 宏 樹 (新) | 12. 古 屋 聖 兒 (再) |
| 13. 沖 一 郎 (再) | |

日本医師会予備代議員（定数13人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 大 北 健 雄 (再) | 2. 永 井 文 作 (再) |
| 3. 齋 藤 洌 (新) | 4. 向 井 正 也 (新) |
| 5. 篠 島 弘 (再) | 6. 橋 本 洋 一 (新) |
| 7. 鈴 木 伸 和 (新) | 8. 三 戸 和 昭 (再) |
| 9. 上 村 利 彦 (新) | 10. 目 黒 順 一 (新) |
| 11. 堀 修 司 (再) | 12. 稲 川 昭 (再) |
| 13. 荒 川 穰 二 (再) | |

代議員会議長 本 間 哲 (新)

代議員会副議長 稲 川 昭 (新)

※ 北海道医師会役員・裁定委員の任期は、「平成25年4月1日から平成27年3月31日まで」となります。ただし、北海道医師会が平成25年4月1日付で公益法人制度改革に伴う移行登記を行った後は、移行後の定款の任期の規定に拠り、任期満了は「平成27年6月開催の定時代議員会の終結の時まで」延長となります。

※ 日本医師会代議員・予備代議員の任期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。ただし、日本医師会が平成25年4月1日付で公益法人制度改革に伴う移行登記を行った後は、移行後の日本医師会定款の任期の規定に拠り、その任期満了は「平成26年6月の定例代議員会開催日の前日まで」延長となります。

※ 北海道医師会代議員会議長・副議長の任期は、代議員の任期に基づき2年間となります。なお、北海道医師会が平成25年4月1日付で公益法人制度改革に伴う移行登記を行った後は、移行後の定款第17条に「代議員の任期は、選出後最初に到来する4月1日より2年間とする。」と在任期間が明文化されております。

※ 本表における副会長、常任理事、監事、裁定委員、日本医師会代議員および同予備代議員の記載順序は、本会定款施行規則第16条第2項「前項の候補者名簿の記載順序は、会長がくじで決める。」に基づきます。なお、理事はブロック順に掲載しております。